

広報資料
(府同時)



令和元年7月22日

子ども若者はぐくみ局

担当：子ども若者未来部子ども家庭支援課

電話：746-7625

担当：児童福祉センター児童相談所

電話：801-2929

平成30年度における児童虐待相談・通告等の状況 及び被措置児童等虐待の状況について

平成30年度の京都市の児童相談所における児童虐待相談・通告等の状況及び被措置児童等虐待の状況について、下記のとおりお知らせします。

記

1 平成30年度における児童虐待相談・通告等の状況

(1) 相談・通告件数及び認定件数の推移

年 度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
京都市	相談・通告件数	1,372	1,279	1,543	1,716	2,128	①1,456 ②672
	認定件数 (認定割合%)	951 (69%)	913 (71%)	1,145 (74%)	1,328 (77%)	1,670 (78%)	①1,134 ②536
全国対応（認定）件数		88,931	103,286	122,575	133,778		

※ 認定割合(%) = 認定件数 / 相談・通告件数 × 100

※ 30年度の欄の①は京都市児童相談所（南区及び伏見区を除く区域を所管）、②は京都市第二児童相談所（南区及び伏見区を所管（深草及び醍醐支所管内を含む。））における件数

➤ 相談・通告件数は「2,128件」（前年度比412件増）、認定件数は「1,670件」（前年度比342件増）となっている。子どもが被害者となる痛ましい事件が全国的に発生したことや、児童虐待に関する啓発等により社会的な関心や関係機関の認識が高まったことにより、通告及び認定件数については大幅に増加してきた。

➤ 過去5年間の増減傾向及び要因を見ると、平成25年度の「子ども虐待対応の手引き」改正で、きょうだいへの虐待行為が心理的虐待として定義されたことによる増加の後、平成27年度には微減したものの、平成28年度に、警察庁通達で通告対象を広くすることが望ましく確実に通告するよう徹底されたことで、子どもの面前で行われた配偶者間の暴力、DV（ドメスティック・バイオレンス）による警察からの心理的虐待通告が大きく増加しており、平成30年度は、通告件数が2千件を超えた。

(2) 経路別の相談・通告件数及び認定件数の推移

年 度	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健センター	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他	計
26	86	26	338	5	84	11	60	25	65	185	117	370	1,372
	64	12	97	4	58	4	50	22	60	152	109	319	951
27	34	21	300	9	79	7	46	41	36	232	167	307	1,279
	27	15	83	4	36	1	37	34	32	213	151	280	913
28	53	25	282	9	53	6	50	33	39	429	179	385	1,543
	46	11	68	5	34	4	39	24	36	391	157	330	1,145
29	44	33	302	10	40	10	34	47	43	668	152	333	1,716
	40	22	89	8	28	4	27	44	39	604	128	295	1,328
30	66	37	392	6	12	0	78	45	41	907	173	371	2,128
	55	28	118	6	11	0	50	41	38	848	152	323	1,670

※ 上段は経路別の相談・通告件数を、下段は経路別の認定件数を示す。

- 相談・通告件数ベースでは、「警察等」(907件, 42.6%)が最も多く、次いで「近隣知人」(392件, 18.4%), 「学校等」(173件, 8.1%)の順となっている。認定件数ベースでは、「警察等」(848件, 50.8%)が最も多く、次いで「学校等」(152件, 9.1%), 「近隣知人」(118件, 7.1%)の順となっている。
- 「その他」(相談・通告件数371件(17.4%), 認定件数323件(19.3%))が多いのは、相談・通告のあった児童に「きょうだい」がいる場合には、虐待のハイリスク家庭であることを理由に、「きょうだい」についても、相談・通告件数への計上及び虐待認定を行っていることによる。

(3) 内容別・年齢別の認定件数

(内容別)

年 度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
身体的虐待	350	330	397	437	494
性的虐待	7	15	11	8	20
ネグレクト	255	218	222	245	235
心理的虐待	339	350	515	638	921
計	951	913	1,145	1,328	1,670

(年齢別)

(30年度)	0～3歳未満	3歳～学齢前	小 学 生	中 学 生	高校生他	計
身体的虐待	80	81	198	84	51	494
性的虐待	3	3	6	4	4	20
ネグレクト	85	38	67	31	14	235
心理的虐待	275	173	300	105	68	921
計	443	295	571	224	137	1,670

- 内容別では、「心理的虐待」(921件, 55.1%)が最も多く、次いで「身体的虐待」(494件, 29.6%), 「ネグレクト」(養育放棄)(235件, 14.1%)が多い。
- 年齢別では、就学前児童(0～3歳未満, 3歳～学齢前)の割合が、全体の約4割(738人, 44.2%)を占めている。

(4) 主たる虐待者別の認定件数

年度	父		母		その他	計
	実父	実父以外	実母	実母以外		
26	355	34	550	4	8	951
27	365	18	508	0	22	913
28	541	31	546	4	23	1, 145
29	654	61	585	11	17	1, 328
30	794	98	737	5	36	1, 670

▶主たる虐待者は、「実父」の件数（794件、47.5%）が最も多く、次いで「実母」（737件、44.1%）が多い。警察から面前DV等による心理的虐待が疑われる通告が年々増加しているため、主たる虐待者が「実父」となるケースが増えてきている。

2 平成30年度における被措置児童等虐待通告の状況

(1) 被措置児童等虐待の事実があったと認定した件数（通告受理件数）

1件（2件）

(2) 被措置児童等虐待の事実があったと認定した事案の概要

虐待を受けた被措置児童等 (性別、年齢階級)	虐待を行った施設職員 (性別、職種)	被措置児童等虐待の類型
児童A (男、小4)	男、福祉施設指導員	身体的虐待（※）

※ 学習が始まる時間になったが、児童Aは腹痛を訴えトイレに入った。トイレの前で待っていた職員が早く出てくるよう注意したところ、トイレから出てきた児童Aが言い返したことから、職員が立腹して児童Aに体当たりし、職員の膝が児童Aの太腿付近に当たった【外傷なし】。

(3) 被措置児童等虐待に対して京都市が講じた措置

- 児童、加害職員、関係職員及び施設長から聴き取りを実施
- 発生原因の分析及び書面による改善指示
- 改善計画の策定指示と改善状況の確認及び助言指導
(改善計画の主な内容)
 - ・ 職場内研修及び情報連携の充実
 - ・ 業務チェックシートの活用による振り返り
 - ・ 補職者による職員へのフォローアップの実施

(4) 施設種別

社会福祉施設

<お問い合わせ先>

- 「1 平成30年度における児童虐待相談・通告等の状況」について
児童福祉センター児童相談所（電話：801-2929）
- 「2 平成30年度における被措置児童等虐待通告の状況」について
子ども若者未来部子ども家庭支援課（電話：746-7625）

<参考>本市における児童虐待対策の取組

(1) 児童虐待の未然防止・再発防止

年 度	内 容
平成 11 年度	<ul style="list-style-type: none"> 「子ども支援センター」の全区・支所設置 地域の子育て支援の拠点として、子育て等に関する相談に応じるとともに、子育て支援サービスの紹介など、子育て支援に関する様々な取組を行う。
平成 17 年度	<ul style="list-style-type: none"> 「育児支援家庭訪問事業」開始 個別的な子育て支援を必要とする家庭を育児支援活動員又は保健師等が訪問し、子育ての不安や悩みについて、具体的な育児の助言、援助などを行う。
平成 18 年度	<ul style="list-style-type: none"> 「子育て支援調整会議」の全区・支所設置 地域の児童問題の把握、関係機関相互の情報交換等を行うネットワーク
平成 20 年度	<ul style="list-style-type: none"> 「新生児等訪問指導事業（こんにちは赤ちゃん事業）」開始 生後 4 箇月までの乳児のいるすべての家庭を保健師又は助産師等が訪問し、保健指導を行う。
平成 21 年度	<ul style="list-style-type: none"> 「要保護児童対策地域協議会」の全区・支所設置 虐待及びその疑いのある家庭を支援するためのネットワーク
平成 22 年度	<ul style="list-style-type: none"> 「学校及び保育所等から児童相談所への定期的な情報提供について」運用開始 児童相談所の管理する児童虐待ケース等について、学校及び保育所等が、出欠状況等の情報提供を行う。
平成 23 年度	<ul style="list-style-type: none"> 「児童虐待防止広報啓発事業」の実施 近畿府県・政令市共同事業、京都府・市共同事業 「医療機関と保健センターの連携マニュアル」策定、連携本格実施 医療機関と保健センターの連携を妊娠・出産期から強化 「妊婦相談事業」開始 母子健康手帳交付時にすべての妊婦への面接・相談を実施 「妊娠期からの子育て支援（こんにちはプレママ事業）」開始 妊婦の家庭を訪問し、出産や子育てに関する不安や悩みの相談に応じる。
平成 24 年度	<ul style="list-style-type: none"> 「医療機関用子ども虐待対応マニュアル（京都市版）」策定 診療や健診を通して子育て家庭と接点のある医療機関向けの虐待対応マニュアル 「～地域で支える～すくすく子育て応援事業」開始 出産後の家庭に地域の子育て応援者が訪問し、子育て支援情報を届けるとともに、子育て相談に応じ、地域で子育てを応援する関係をつくる。 「にんしんホッとナビ」開始 「望まない妊娠」や「10代の妊娠」等、誰にも相談できず妊娠に悩む女性が相談しやすいよう、24時間、匿名でも受信可能なメール相談と、妊娠に関する悩み等に対応した正しい知識や情報発信を実施している。
平成 26 年度	<ul style="list-style-type: none"> 「京都市スマイルママ・ホッと事業（産後ケア事業）」開始 産科医療機関等でのショートステイやデイケアを通じて、産後1か月までの母子に、助産師等の専門職による心身のケアや育児サポート等を行う。
平成 27 年度	<ul style="list-style-type: none"> 「育児支援ヘルパー派遣事業」拡充 最大派遣回数の拡充及び対象を重度の在宅療養児がいる家庭にも拡大し、支援の充実を図る。 「～地域で支える～すくすく子育て応援事業」拡充 実施区域を全区役所・支所に拡大し、子育て支援の一層の充実を図る。
平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> 「児童相談所業務評価制度」運用開始 業務遂行状況等の点検・評価を定期的に行うことにより、職員の資質のより

	<p>一層の向上及び児童相談所の適切な運営の確保を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「次世代はぐくみプロジェクト事業」開始 思春期保健ネットワークの推進・市内の中学校及び高等学校等に在籍する生徒を対象とした体験型思春期健康教育の実施により、思春期の子どもたちの豊かな父性・母性の育ちと心身の健やかな成長を図り、社会全体で妊娠・出産・育児を支える意識を育む。
平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> 「産婦健診ホッとサポート」開始 出産後間もない時期の産婦に対する健康診査費用を助成し、身体的・精神的に不安のある産婦を医療機関から適切に各区役所・支所子どもはぐくみ室へつなぐことで、産後うつの予防や新生児への虐待の未然防止を図る。 「京都市スマイルママ・ホッと事業（産後ケア事業）」の利用対象者を拡大 利用対象者を生後1箇月未満の乳児とその母親から生後3箇月未満に拡充し、支援体制の更なる強化を図る。
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待に係る情報共有に関する協定締結 京都府、京都府警及び京都市は増加する児童虐待に対応するため、児童相談所と警察が緊密に連携を図る等、児童虐待の早期対応と重篤化防止を目的として、京都府知事、京都府警察本部本部長、京都市長の3者連名で協定を締結。
令和元年度 (平成31年度)	<ul style="list-style-type: none"> 各区役所・支所子どもはぐくみ室による「課題や困りを抱えた家庭への寄り添い支援」の充実のための体制強化 全ての子どもはぐくみ室に子育て支援係長を1名ずつ配置し、係員10名の増員と合わせ、計24名増員。

(2) 児童相談所の体制整備

年 度	内 容
平成13年度	<ul style="list-style-type: none"> 「子ども虐待防止アクティブチーム」（初期対応班）の創設 虐待通告後48時間以内に児童の安否確認を行う。 「子ども虐待SOS専用電話」設置（24時間365日対応）
平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> 「子ども虐待等ケアチーム」の新設 施設入所中の被虐待児の心理的ケアや家族再統合の取組を強化
平成17年度	<ul style="list-style-type: none"> 組織改革 児童相談所と障害相談に特化した発達相談所に二分、執行体制の強化
平成19年度	<ul style="list-style-type: none"> 「子ども虐待防止アクティブチーム」の増設（1→2チーム）
平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> 在宅支援強化のため「地域班」の増設（3→4班） 子ども支援専門官の配置 教育委員会職員の配置により、学校との連携を強化
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> 「子ども虐待防止アクティブチーム」の増設（2→3チーム） 在宅支援強化のため「地域班」の増設（4→5班）
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> 第二児童相談所（南区・伏見区を担当）を開設、執行体制の強化 <児童相談所> 「子ども虐待防止アクティブチーム」2チーム 「子ども虐待等ケアチーム」1チーム 「地域班」3班 <第二児童相談所>

	<p>「子ども虐待防止アクティブチーム」 1 チーム</p> <p>「子ども虐待等ケアチーム」 1 チーム</p> <p>「地域班」 2 班</p>
平成 25 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一時保護所への学習指導員（嘱託職員）の配置 ・ 一時保護中の児童への学習保障の拡充
平成 27 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族再統合保護者支援事業担当児童心理司の配置
平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 京都府警察本部職員を担当課長として併任配置 ・ 一時保護所を再整備し担当課長の配置及び処遇職員の増員により体制強化
平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 京都府警察本部職員の併任配置を増員（担当課長 1 名→課長補佐 2 名）し、連携を強化
令和元年度 (平成 31 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所及び第二児童相談所に、連携調整担当課長（計 1 名）、児童福祉司（計 4 名）を増配置